

大山町高齢者補聴器購入費助成事業の手続きの流れ

手続きには以下のとおり、①申請準備と②交付申請手続の2段階があります。

①【申請の準備】

1

役場で用紙を受け取る

※医師の証明書兼用の交付申請書（様式第1号）を受取ってください。

2

医療機関を受診（証明を受ける）

※様式第1号に、中度難聴者で補聴器が必要との証明を受けてください。

※証明は鳥取県中部・西部の各医療機関の身体障害者手帳（聴覚）の指定医師に限ります。

※身体障害者手帳（聴覚）の指定医師の一覧は鳥取県ホームページをご参照ください。

3

認定補聴器専門店で見積もりをもらう

※医師の処方に基づく補聴器の見積書をお願いしてください。まだ補聴器の発注はしないでください。

②交付申請手続に進む
※裏面をご参照ください。

大山町高齢者補聴器購入費助成事業の手続きの流れ (2 / 2)

② 【交付申請手続】

1

役場へ申請書を提出



※補聴器の見積書と納税状況確認同意書の添付が必要です。

2

役場から交付決定通知を受け取る
※補聴器専門店で補聴器を注文する



※補聴器の購入は、交付決定後に注文してください。

3

補聴器専門店から補聴器を受取る
※役場へ完了報告書を提出する



※完了報告書には、領収証の添付が必要です。額確定通知書を受け取る。

4

同封の請求書を役場へ提出する

※必要に応じて債権者登録申請書（口座情報の登録書）を提出ください。



登録している口座へ振込みます

【問合せ先】

福祉介護課

電話 0859-54-5207